

電磁的方法による交付等について

電磁的方法による交付等とは、法令諸規則により当社からお客様へ交付または徴求することが義務づけられている各種書面を、紙媒体に代えて電磁的方法により提供し、または提供を受けることです。

1. 電磁的方法により取り扱う書面の種類

- ① 契約締結前交付書面
- ② 注意喚起文書
- ③ 契約締結時交付書面
- ④ 証拠金等の受領書等
- ⑤ 金融先物取引等に関する確認書
- ⑥ その他当社が指定する書面

2. 電磁的方法の種類

- (1) 当社の使用するオンラインシステム（ユーザーID・パスワードによる認証が必要とされる特定のページ）に専らお客様の用に供せられるファイル(以下「顧客ファイル」といいます。)を設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- (2) お客様が当社へご登録されているメールアドレス宛てに、顧客ファイルに記録された記載事項をメール送信することにより、お客様に提供する方法
- (3) 閲覧ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

➤ ファイルへの記録の方式は、PDFファイル形式等になります。

(免責事項)

- i. 法律等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁的方法ではなく、既に電磁的方法により提供された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
- ii. お客様が当社に届け出た住所もしくはお客様のメールアドレス宛てに当社よりなされた外国為替証拠金取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰す事由により延着し、または到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとします。

以上

フィリップ証券株式会社
(平成 25 年 1 月 31 日)